

1. 軽自動車税についてのお知らせ

- (1) 軽自動車税は、毎年4月1日（賦課期日）現在で、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車を所有している方にかかります。
- (2) 軽自動車税は、車種区分別に1台当りの税額(年額)が決められています（裏面）。自動車税とは異なり、税額の月割りはありません。4月2日以降に廃車等で所有されなくなった場合でも、その年度の税額は全額課税されます。
- (3) 廃車や売却、譲渡等により所有者が変わるなどの異動の際は、すみやかに手続きをお願いします。手続きせずに放置すると、次年度以降も元の所有者に課税され、売買当事者間のトラブルの原因となりますのでご注意ください。
- (4) 使用済み軽自動車をリサイクルに出したときは、「軽自動車税廃車申告書」を帯広市市民税課に提出してください。
- (5) 二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）の手続きを帯広運輸支局でされた場合は、「軽自動車税申告書」を帯広地区軽自動車協会もしくは、帯広市市民税課に提出してください。
- (6) 原動機付自転車や小型特殊自動車を所有されている方が帯広市外へ転出する場合は、転出先の市町村のナンバーに取替えなければなりませんので、必ず異動の手続きをしてください。
- (7) 軽自動車税の免除・減免をされる方は当該年度の納期限（5月末日）までに手続きをお願いします。
- (8) 普通自動車から軽自動車に乗り換えられた方で、軽自動車税の免除・減免をする場合は再度申請が必要になりますのでご注意ください。

廃車、売却、譲渡、転出などの異動がある場合は
下の表のそれぞれの場所で手続きしてください。

| 手 続 き 場 所 | | | |
|-----------------------|---|---|---|
| 車種区分 異動内容 | ◆原動機付自転車 (125cc以下) ◆小型特殊自動車 | ◆軽自動車 ・四輪 ・二輪 (125ccを超え 250cc以下) | ◆二輪の小型自動車 (250ccを 超えるもの) |
| ◎市内の人へ 名義変更 ◎廃車 | 帯広市役所 (市民税課 Tel.0155-65-4119 川西支所 Tel.0155-59-2011 大正支所 Tel.0155-64-5341) | 帯広地区軽自動車協会 西19条北1丁目8-3 各種手続お問合せ先 ◎軽四輪車 Tel.050-3816-1768 (軽自動車検査協会帯広事務所) | 帯広運輸支局 西19条北1丁目 Tel.050-5540-2006 |
| ◎他市町村へ 転出 | 十勝管内 帯広市役所 (市民税課 川西支所 大正支所) | ◎軽二輪車 Tel.0155-33-3154 (帯広地区軽自動車協会) | |
| ◎他市町村の人へ 名義変更 | 十勝管外 または 転出先の 市町村役場 | 転出先管轄の 軽自動車協会 | 転出先管轄の運輸支局 |

手続きについて不明な点は、お住まいの市町村役場または管轄の軽自動車協会、運輸支局へお問い合わせください。

帯広市市民税課
 直通Tel.0155-65-4119

2. 令和元年度軽自動車税額

(1) 軽自動車

初度検査(※1)の年月によって税額が決まります。

| 車種区分 | | 税額(年額) | | |
|------|----|-------------------------------|------------------------------|---------------------------------|
| | | ①初度検査が 平成27年3月31日 以前の車両 | ②初度検査が 平成27年4月1日 以後の車両 | ③初度検査から 13年を経過した車両 (経年重課) |
| 三輪 | | 3,100円 | 3,900円 | 4,600円 |
| 四輪 | 乗用 | 自家用 | 7,200円 | 10,800円 |
| | | 営業用 | 5,500円 | 6,900円 |
| | 貨物 | 自家用 | 4,000円 | 5,000円 |
| | | 営業用 | 3,000円 | 3,800円 |

・経年重課について

平成28年度から、初度検査から13年を経過した車両について経年重課の税額が適用されます。自動車検査証の「初度検査年月」をもとに、賦課期日の4月1日時点で13年を経過しているか判断します。よって、税額のかかる年から13をひいた年の3月以前に初度検査を受けた車が対象になります。※2

(例) ・令和元年度は、初度検査年月が平成18年3月以前の車両が対象

※1 初度検査…新車時に最初にナンバーを取得するための検査。自動車検査証の「初度検査年月」欄で確認できます。

※2 動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車および被けん引車は、経年重課の対象外となります。

(2) 原動機付自転車、二輪車など

| 車種区分 | | 税額(年額) |
|--------------|----------------|--------|
| 原動機付 自転車 | 50cc以下 | 2,000円 |
| | 50cc超90cc以下 | 2,000円 |
| | 90cc超125cc以下 | 2,400円 |
| | ミニカー | 3,700円 |
| 二輪の 軽自動車 | 125cc超250cc以下 | 3,600円 |
| 二輪の 小型自動車 | 250cc超 | 6,000円 |
| 小型特殊 自動車 | 農耕作業用(トラクターなど) | 2,000円 |
| | その他(フォークリフトなど) | 5,900円 |
| 雪上車 | 660cc以下 | 3,600円 |

(3) グリーン化特例(軽課)の適用について

排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい車について、令和元年度の軽自動車税に限り税額が軽減されます。

対象車両：平成30年4月1日から平成31年3月31日までに初度検査を受けた下記の四輪および三輪の軽自動車

| 車種区分 | | 税額(年額) | | |
|------|----|--------|--------|--------|
| | | ① | ② | ③ |
| 三輪 | | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
| 四輪 | 乗用 | 自家用 | 2,700円 | 5,400円 |
| | | 営業用 | 1,800円 | 3,500円 |
| | 貨物 | 自家用 | 1,300円 | 2,500円 |
| | | 営業用 | 1,000円 | 1,900円 |

①電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制に適合するもの、又は平成21年排出ガス10%低減)

②乗用：平成32年度燃費基準+30%達成車

貨物：平成27年度燃費基準+35%達成車

③乗用：平成32年度燃費基準+10%達成車

貨物：平成27年度燃費基準+15%達成車

※②、③については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。またいずれも、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の「備考欄」に記載されています。